

## 彦根市無償提供窓口封筒広告掲載基準

彦根市広告入り窓口封筒無償提供取扱要綱第3条第8号に規定する窓口封筒に掲載する広告として適当でないと認めるものは、次に掲げるものとする。

- (1) 投機的商品の広告
- (2) 出資者および出資金の募集広告
- (3) 靈感商法など不良商法と認めるものの広告
- (4) 債権取立て、回収等の広告
- (5) 消費者金融の広告
- (6) 特殊な結社団体の広告
- (7) 興信所等の広告
- (8) 風俗営業の広告
- (9) 危険を伴う民間療法の広告
- (10) 人権を害するおそれがある広告
- (11) その他市長が掲載を不相当と認める広告

付 則

この基準は、平成20年8月8日から施行する。